2026年11月27日

各　位

会社名　株式会社アスリナ
代表者名　代表取締役社長　髙橋　龍馬
（コード番号：3647　東証スタンダード市場）
問合せ先　常務取締役管理本部長　山之内　督宗
（電話：03-5781-2522）

第１回無担保普通社債（少人数私募）の払込完了に関するお知らせ

当社は、2026年11月10日開催の取締役会において決議しました、EVO FUND（ケイマン諸島、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）（以下「EVO FUND」又は「社債権者」といいます。）との間で締結した無担保社債ファシリティ契約に基づき、EVO FUND を割当先とする第１回無担保普通社債（少人数私募）（以下「本社債（第１回)」といいます。）の発行に関して、本日付で本社債（第１回）の総額（100,000,000 円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本社債（第１回）の発行に関する詳細につきましては、2026年11月10日公表の「第三者割当による第12回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第13回新株予約権の発行、新株予約権の買取契約及び無担保社債ファシリティ契約の締結、第１回無担保普通社債（少人数私募）の発行並びに第 11 回新株予約権の買取り及び消却に関するお知らせ」をご参照ください。

＜第１回無担保普通社債（少人数私募）の発行の概要＞

(1)	社債の名称	株式会社アスリナ第１回無担保普通社債（少人数私募）
(2)	社債の総額	金100,000,000円
(3)	各社債の金額	金2,500,000円の１種。本社債（第１回）の口数は上記「社債の総額」を各社債の金額（2,500,000 円）で除して得られる数とし、本社債（第１回）は、各社債の金額（2,500,000 円）未満の金額に分割することができません。
(4)	払込期日	2026年11月27日
(5)	償還期日	2028年11月27日
(6)	利率	年率０％
(7)	遅延損害金	年利率20％ ※本社債（第１回）について支払いを怠った場合又は期限の利益を喪失した場合
(8)	発行価額	額面100円につき金100円
(9)	償還価額	額面100円につき金100円
(10)	償還方法	満期一括償還 但し、第 12 回新株予約権の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い実際に当社に払い込まれた金銭の額（当社と社債権者との間で別途締結する相殺予約契約に基づく相殺により払込債務が消滅した金額を除きます。）の本社債（第１回）の払込期日以降の累計額から当該時点において当社が本但書に基づき繰上償還した本社債（第１回）の額面額の累計額を控除した金額が、各社債の金額（2,500,000 円）の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債（第１回）を、第 12 回新株予約権の当該行使に伴う金銭の払込みがされた日の３取引日後の日（当日を含みます。）又は当社と社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還します。なお、当社及び社債権者は、当該繰上償還に係る本社債（第１回）の償還金の支払いに代えて、当社と社債権者との間で別途締結する相殺予約契約に従い、当該償還に係る社債償還請求債権と第 12 回新株予約権の行使に際して払い込むべき金銭の払込請求債権とを対当額で相殺することができます。
(11)	期限の利益喪失事由	以下に掲げる事由が発生した場合、当社は、本社債（第１回）につき期限の利益を喪失するものとします。 ・　当社がファシリティ契約に重大な違反をした場合。

		・　当社が本社債（第１回）以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができない場合。 ・　当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができない場合。 ・　当社が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除きます。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行った場合。 ・　当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けた場合。 ・　当社が下記(12)の規定に違背し、３取引日以内にその履行がなされない場合、社債権者は、その判断により当社が期限の利益を失ったものとみなすことができます。
(12)	早期償還事由	・　当社は、繰上償還を希望する日（以下「繰上償還日」といいます。）の５営業日（「営業日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われており、かつ東京において一般に銀行が営業を行っている日をいいます。以下同じです。）前までに社債権者に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債（第１回）の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができます。 ・　2026年11月27日（当日を含みます。）以降、当社普通株式の取引所における普通取引の終値が基準金額（以下に定義します。）以下となった場合、社債権者は、当該日以降いつでも、繰上償還日の５取引日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債（第１回）の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができます。「基準金額」は49円（第12回新株予約権の下限行使価額）とします。但し、当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合その他当社の発行済普通株式数の変更が生じる事由の発生により、当該取引日における基準金額の調整を必要とするときには、当社は基準金額について必要な調整を行います。 ・　当社が、当社株式又は当社株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行う場合、デット・エクイティ・スワップ等の実行による当社株式の発行又は当社株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行う場合、社債権者は、繰上償還日の 10 取引日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債（第１回）の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。但し、当社が社債権者又はその関係会社を相手方として上記各行為を行う場合、当社普通株式の株式分割により当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、当社が当社普通株式の無償割当を行う場合、会社法第194条第３項に基づく自己株式の売渡しを行う場合、当社の譲渡制限付株式報酬制度又はストックオプション制度に基づき当社が当社の新株予約権若しくは普通株式を発行若しくは交付する場合、第 12 回新株予約権の発行及びその行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、本社債（第１回）の払込期日時点において既に、開示書類において開示された当社の新株予約権その他これに類似の権利の行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、その他適用法令により必要となる場合についてはこの限りではありません。 ・　当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本社債（第１回）に基づく当社の義務を引き受け、かつ第 12 回新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限ります。）、又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該組織再編行為に係る計画若しくは意向を公表した場合、社債権者の書面による請求があったときには、当該請求日の翌取引日以降

		で両者が合意する日において、残存する本社債（第１回）の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還します。 ・　当社は、当社が発行する株式が取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌取引日に残存する本社債（第１回）の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還します。 ・　当社において、50％を超える議決権を単独で若しくは共同保有者（金融商品取引法第27条の23第５項及び第６項に規定するものを意味します。）とともに直接若しくは間接的に保有する株主が新たに出現した場合、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌取引日に残存する本社債（第１回）の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還します。 ・　当社が、第12回新株予約権の全部又は一部につき、EVO FUNDとの買取契約の定める停止指定を行った場合、社債権者は、その選択により、当社に対して、繰上償還日の前取引日までに事前通知を行ったうえで、繰上償還日に、その保有する本社債（第１回）の全部又は一部を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。 ・　当社が第12回新株予約権の発行要項に基づき第12回新株予約権の全部又は一部の取得を決定した場合、社債権者は、その選択により、当社に対して、繰上償還日の前取引日までに事前通知を行ったうえで、繰上償還日に、その保有する本社債（第１回）の全部又は一部を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。 ・　上記にかかわらず、社債権者は、本社債（第１回）の払込期日から６か月が経過した日以降いつでも、繰上償還日の５営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債（第１回）の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求する権利を有します。
(13)	総額引受人	EVO FUND
(14)	資金使途	①　事業活動の継続的な拡大に対応するとともに、財務基盤の安定性を確保し、経営環境の変化に柔軟に対応するための運転資金に充当する予定です。 ②　AI データセンター事業、ライブコマース事業、熱分解炭化装置事業の各事業における進捗により適宜充当する予定です。

以　上